



鳥取県公報

平成22年 3 月 31 日（水）
号外第 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可（188）（自治振興課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金の一部改正 （189）（自然公園課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額（190）（労働政策チーム）・・・・・・・・ 3
	ブルセラ病検査等の実施（191）（畜産課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等の禁止等に関する指示（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	平成22年度第 5 種共同漁業権者に係る増殖目標量（3）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成22年3月31日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第189号

平成21年鳥取県告示第209号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき平成22年3月25日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">屋根のある多目的広場</td> <td style="text-align: center;">全面1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1面1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>450円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	略			屋根のある多目的広場	全面1時間につき	<u>900円</u>	2分の1面1時間につき	<u>450円</u>	略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">屋根のある多目的広場</td> <td style="text-align: center;">全面1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1面1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	略			屋根のある多目的広場	全面1時間につき	<u>1,000円</u>	2分の1面1時間につき	<u>500円</u>	略	
区分	単位	金額																									
略																											
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	<u>900円</u>																									
	2分の1面1時間につき	<u>450円</u>																									
	略																										
区分	単位	金額																									
略																											
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	<u>1,000円</u>																									
	2分の1面1時間につき	<u>500円</u>																									
	略																										

<p>3 <u>あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合（営利を目的としない場合であって、入場料等を徴収しないものに限る。）</u>において、次に掲げる場合に該当するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる場合に該当するときにあつては100分の95、(2)に掲げる場合に該当するときにあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) <u>連続して3時間以上利用する場合</u> <u>((2)に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(2) <u>連続して9時間以上利用する場合</u></p> <p>4 <u>屋根のある多目的広場を利用する場合（営利を目的とする場合に限る。）</u>において、当該広場を会場の準備又は撤去のために利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、当該利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>3 <u>あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1) <u>午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで</u></p> <p>(2) <u>午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県告示第190号

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第200号の規定に基づき、技能検定試験のうち実技試験の手数料の額を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。平成12年鳥取県告示第222号(技能検定試験の手数料の額)は、平成22年3月31日限り廃止する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定試験の特級、1級、2級、3級、単一等級、基礎1級及び基礎2級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検定職種	金額
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円
上記以外	15,700円

2 1にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
機械検査	4,300円
機械加工、機械保全、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸 装飾、フラワー装飾、建築大工	5,200円

備考1 「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者
- (4) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (5) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者
- (7) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

2 「検定職種」とは、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる職種のうち同令別表第2に掲げる職種を除いたものをいう。

鳥取県告示第191号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市及び気高郡青谷町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、東伯郡三朝町及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡大栄町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡西伯町の区域に限る。）の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成22年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町及び八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域に限る。）、境港市並びに西伯郡伯耆町及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡会見町の区域に限る。）の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成22年4月1日以降に放牧するもの

オ 平成22年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成22年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

キ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上、だちょうの場合は10羽以上の農場に限る。）

(10) 腐蝕病検査

みつばち

4 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）

(10) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成22年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

(1) コイの持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出したうえ、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県水産試験場沿岸漁業部による所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成22年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号（コイの持ち出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成22年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

(1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流

(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路

(3) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続するすべての用水路

(4) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続するすべての用水路

(5) 八頭郡八頭町下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続するすべての用水路

(6) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川

(7) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川

(8) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路

(9) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路

(10) 鳥取市の湖山池

2 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
 - (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
 - (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
 - (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続するすべての用水路
 - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
 - (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続するすべての用水路
 - (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続するすべての用水路
 - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
 - (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
 - (16) 伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
 - (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続するすべての用水路
 - (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
 - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
 - (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路
 - (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (23) 久古堰堤より下流の別所川
 - (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
 - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
 - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 3 1 及び 2 以外の水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続するすべての用水路
 - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続するすべての用水路
 - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
 - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続するすべての用水路
 - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続するすべての用水路
 - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
 - (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
 - (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続するすべての用水路
 - (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続するすべての用水路
 - (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
 - (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続するすべての用水路
 - (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
 - (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川

- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水するすべての用水路並びにそれらに接続するすべての用水路

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

内水面における第 5 種共同漁業の免許を受けた者が、平成 22 年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成 22 年 3 月 31 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

第 5 種共同漁業権者			増殖目標量											
免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	種苗の放流					産卵床の造成				ぼら及びせいごの稚魚のそ上支援のための障害物の除去(回)		
			あ ゆ (千尾)	溪流魚 (千尾)	こ い (千尾)	ふ な (千尾)	う なぎ (kg)	わかさぎ (千粒)	あ ゆ (平方メートル)	わかさぎ (平方メートル)	しらうお (平方メートル)		え び (平方メートル)	
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	1,062	183	-				3,000					
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	150	63	-									
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	1,770	99	-		40		12,000					
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池			-	50	30	10,000		100	-	-	-	
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池			-	40	40	-		5,000	2,000	2,000	1	

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。